

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	保険料の減免	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例第21条第1項第1号、第3号及び第4号	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>市長は、必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。 減免を受けようとする者は、納期限までに市長に申請しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 <ul style="list-style-type: none"> 第1号：災害等又は所得の減少等により生活が著しく困難となった者 <ul style="list-style-type: none"> ・災害等により生活が著しく困難となった者とは 居住する住宅について、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、全半焼（全半壊）や大規模半壊し、又は火災による水損や床上浸水等の損害を受けた者 (堺市国民健康保険条例施行規則第13条) ・所得の減少等により生活が著しく困難となった者とは、事業又は業務の不振又は休廃止、失業等の理由により、その世帯に属する被保険者に係る現在の減免判定所得の合計額が、保険料の算定の基礎となった年度の当該被保険者に係る減免判定所得の合計額に比べて30%以上減少しており、かつその状態が原則として3か月以上継続する世帯に属する者 (堺市国民健康保険条例施行規則第14条) 第3号：国民健康保険法第59条各号のいずれかに該当するに至った者 (堺市国民健康保険条例施行規則第14条の3) 第4号：その他特別の理由があると市長が認めるとき (堺市国民健康保険条例施行規則第15条) 	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	